

U-POWER電気需給約款（高圧・特別高圧） 新旧対照表

下線部分は、改定部分を示します。

改定箇所	現行	改定後
第8条	<p>1 電気需給契約は、本約款第6条第1項によるお客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立するものとし、当社は、電気需給契約の成立後、電気事業法第2条の14に基づく契約締結後の書面交付を行います。</p> <p>2 電気需給契約の契約期間は、契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までとします。契約期間満了日の3か月前までに、お客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、1年ごとに同一条件で更新されるものとし、以後も同様とします。</p>	<p>1 電気需給契約は、本約款第6条第1項によるお客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立するものとし、当社は、電気需給契約の成立後、電気事業法第2条の14に基づく契約締結後の書面交付を行います。</p> <p>2 電気需給契約の契約期間は、契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までとします。契約期間満了日の3か月前までに、お客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、1年ごとに同一条件で更新されるものとし、以後も同様とします。</p> <p>3 <u>お客さまが電気需給契約の申込みに使用する申込書（以下「申込書」といいます。）に当社が契約期間を記載して提示した場合には、前項の規定にかかわらず、その電気需給契約の契約期間は、申込書に記載された契約期間とします。</u></p>
第12条(2)	<p>(2) 電力量料金 電気需給契約に定める託送従量料金単価に基づき、次の計算式により算定した金額を1か月の使用電力量とします。 電源調達費＋託送従量料金＋需給管理手数料＋当社管理費＝電力量料金</p>	<p>(2) 電力量料金 <u>申込書に当社が本規定と異なる条件を記載して提示した場合を除き、</u>電気需給契約に定める託送従量料金単価に基づき、次の計算式により算定した金額を1か月の使用電力量とします。 電源調達費＋託送従量料金＋需給管理手数料＋当社管理費＝電力量料金</p>
第12条(5) ⑤	<p>⑤ 電気供給契約で定める契約電力（以下「主契約電力」といいます。）と自家発補給電力を同一計量する場合は、以下のとおりとします。</p>	<p>⑤ <u>お客さまが別途当社と協議をして当社と自家発補給契約を締結し、かつ、電気需給契約で定める契約電力（以下「主契約電力」といいます。）と自家発補給電力を同一計量する場合は、以下のとおりとします。</u></p>
第21条第1項	<p>第21条（契約超過金） 1 当社は、お客さまが契約電力を超えて電気を使用した場合、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、契約超過電力に基本料金率を乗じて得た金額をその1か月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。なお、契約超過電力とは、その1か月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とします。</p>	<p>第21条（契約超過金等） 1 当社は、<u>契約電力が500キロワット以上のお客さまが</u>契約電力を超えて電気を使用した場合、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、契約超過電力に基本料金率を乗じて得た金額をその1か月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。なお、契約超過電力とは、その1か月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とします。</p>
第32条第2項	<p>2 お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、何ら催告を要することなく、電気需給契約を解除するものとします。 (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算もしくはその他の倒産関連法規に基づく手続開始の申立て、または解散の決議を行なった場合。 (2) 仮差押え、仮処分申立てを受けた場合。 (3) 手形不渡り処分を受けた場合。 (4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。</p>	<p>2 お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、何ら催告を要することなく、電気需給契約を解除するものとします。 (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算もしくはその他の倒産関連法規に基づく手続開始の申立て、または解散の決議を行なった場合。 (2) 仮差押え、仮処分申立てを受けた場合。 (3) 手形不渡り処分を受けた場合。 (4) <u>電子交換所による取引停止処分を受けた場合。</u></p>

<p>第34条</p>	<p>1 料金適用開始の日から1年に満たないで電気需給契約を廃止または解約される場合は、次の計算式により算出した解約違約金を申し受けます。ただし、供給開始月及び電気供給契約の消滅月が日割計算である場合は、当該各月の料金及び料金算定月は、本項及び次項の計算式に含まないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気供給契約に基づき支払われた料金の合計額÷料金算定月の合計月数×電気供給契約の残期間×20%</li> </ul> <p>2 本約款第8条第2項に基づく電気需給契約の更新後に、本約款第30条第1項に基づく電気の使用を廃止しようとする場合において、廃止期日の3か月前までに当社所定の方法による通知が無く、当該通知が廃止期日の1か月前または2か月前となった場合は、次の計算式により算出した解約違約金を申し受けたうえで、電気の使用を廃止いたします。</p> <p>(1) 廃止期日の1か月前となった場合  電気供給契約に基づき廃止期日の1か月前までの1年間に支払われた料金の合計額÷12×2か月×20%</p> <p>(2) 廃止期日の2か月前となった場合  電気供給契約に基づき廃止期日の2か月前までの1年間に支払われた料金の合計額÷12×1か月×20%</p> <p>3 本条による解約違約金の支払いは、当社の指定する期日までに、当社が指定した金融機関に振り込むことにより支払うものとします。</p>	<p>1 料金適用開始の日から1年に満たないで電気需給契約を廃止または解約される場合は、次の計算式により算出した解約違約金を申し受けます。ただし、供給開始月及び電気需給契約の消滅月が日割計算である場合は、当該各月の料金及び料金算定月は、本項、次項及び第3項の計算式に含まないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気需給契約に基づき算定された料金の合計額÷料金算定月の合計月数×電気需給契約の残期間×20%</li> </ul> <p>2 本約款第8条第2項に基づく電気需給契約の更新後に、本約款第30条第1項に基づく電気の使用を廃止しようとする場合において、廃止期日の3か月前までに当社所定の方法による通知がないときは、<u>解約違約金を申し受けます。なお、この場合の解約違約金は、廃止の通知が当社に到着した時期に応じて、次の計算式により算出した解約違約金とします。</u></p> <p>(1) 廃止期日の1か月前となった場合または廃止期日が経過するまでに何ら通知がない場合  <u>電気需給契約に基づき廃止期日の1か月前までの1年間に算定された料金の合計額÷料金算定月の合計月数×2か月×20%</u></p> <p>(2) 廃止期日の2か月前となった場合  <u>電気需給契約に基づき廃止期日の2か月前までの1年間に算定された料金の合計額÷料金算定月の合計月数×1か月×20%</u></p> <p>3 <u>本約款第32条第1項に基づき当社が電気需給契約を解約した場合または同条第2項に基づき当社が電気需給契約を解除した場合には、次の計算式により算出した解約違約金を申し受けます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>解約日または解除日の属する月の前月まで1年間に算定された料金の合計額÷料金算定月の合計月数×2か月</u></li> </ul> <p>4 本条による解約違約金の支払いは、当社の指定する期日までに、当社が指定した金融機関に振り込むことにより支払うものとします。</p>
<p>附則</p>	<p>2022年10月1日改定</p>	<p>2022年10月1日改定  2023年6月1日改定</p>